

燕市地域生活支援拠点等整備事業の進捗について

令和8年2月9日(月)

燕市障がい者自立支援協議会

1. 地域生活支援拠点等とは

ポイント:令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられ、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

概要

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のこと(厚生労働省HPより)

根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第4項

第77条 第4項

市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等(これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。)を整備するものとする。

第77条 第3項 各号 (担うべき機能)

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児(地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。)の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関(次号及び次項において「関係機関」という。)との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

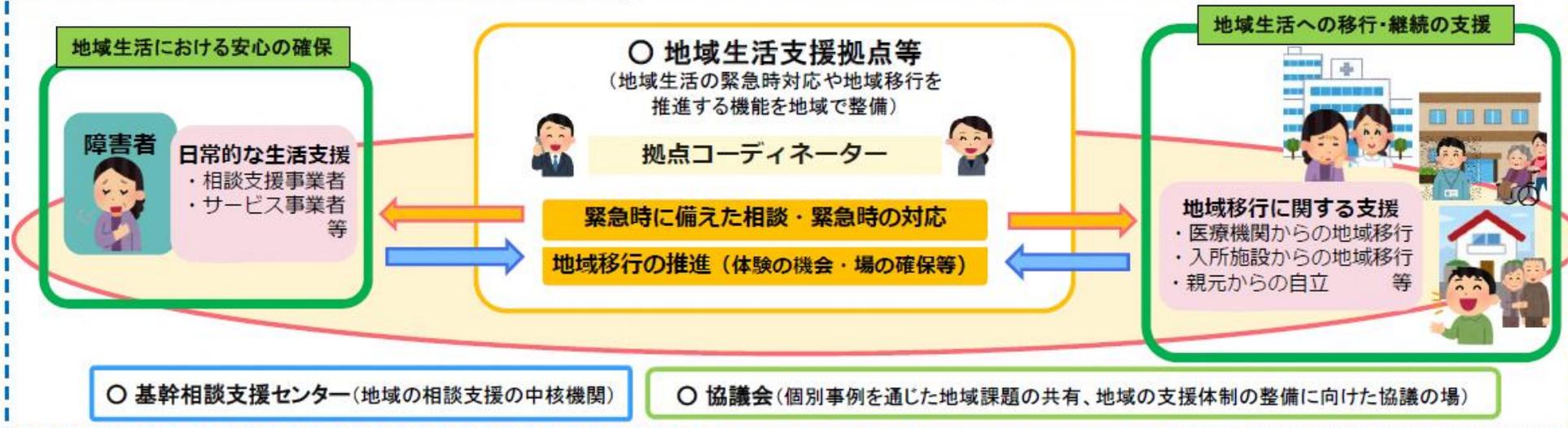
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

2. 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障発第0329第1号）

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

（5）地域の体制づくり（市独自）

・拠点登録事業所の拡充
・地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、連絡調整会議を設置する。（年1回以上）など

3. 拠点コーディネーターの業務

※地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱に沿って、当市の考え方を整理したもの。

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障がい、疾病等のため、当該地域生活障がい者等に対し、当該地域生活障がい者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援



機能①相談

② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障がい福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応



機能②緊急時の受け入れ・対応

③ 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障がい者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障がい者支援施設における地域移行等意向確認担当者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 23 条第2項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。)及び精神科病院における退院後生活環境相談員(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 33 条の4に規定する退院後生活環境相談員をいう。)等との情報共有を含め、地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整



機能③体験の機会・場

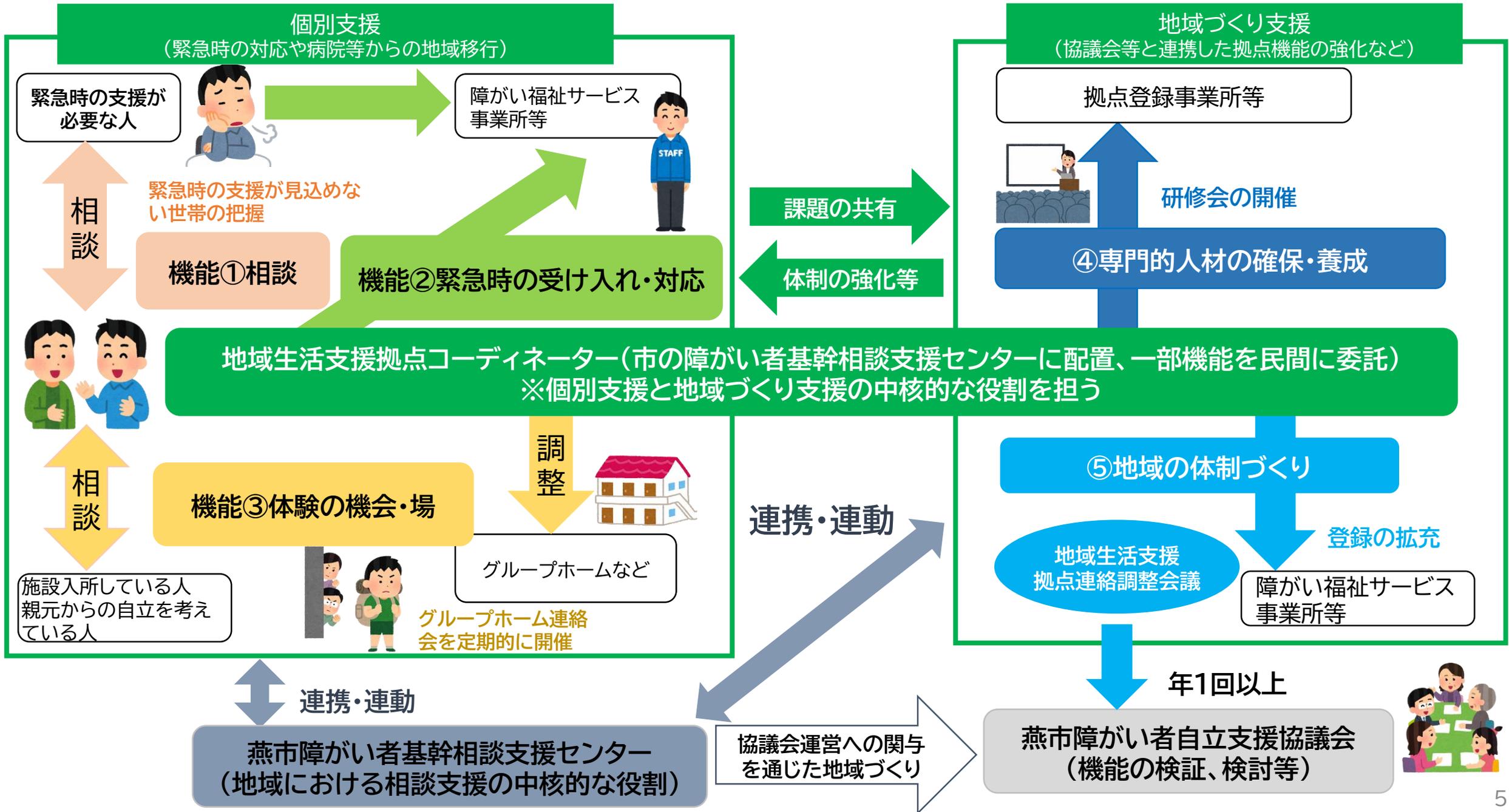
④ (専門的人材の確保・養成等)に掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割



④専門的人材の確保・養成

⑤地域の体制づくり

【参考】燕市の地域生活支援拠点等の運営(イメージ図)



4. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録状況

R7.12現在

事業所名	事業の種類	所在地	担う機能					登録日	備考
			①	②	③	④	⑤		
相談支援事業所はばたき	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市道金1160番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
地域生活支援センターやすらぎ	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市吉田大保町25番 15号	○	○	○	○	○	R5.4.1	
つばくろの里	短期入所	燕市横田13604番地		○		○	○	R5.4.1	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設
相談支援事業所つばくろ	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市横田13604番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
相談支援センターアリス	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市桜町5番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
指定障害福祉サービス事業所 トム・ソーヤ	就労継続支援B型	燕市桜町5番地			○	○	○	R5.4.1	
相談支援事業所ひまわり	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市吉田大保町25番 15号	○	○	○	○	○	R5.4.1	
小規模多機能センターひまわり	基準該当短期入所 基準該当生活介護	燕市吉田大保町25番 15号		○		○	○	R5.4.1 R5.5.1(追加)	
にじいろハウス	共同生活援助	燕市吉田7368番地		○	○	○	○	R5.9.1	緊急受入セーフティネット事業登録
燕北地域生活支援センター	就労継続支援B型	燕市小牧486番地1		○		○	○	R5.10.1	緊急受入セーフティネット事業登録
夢工場つばめ	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援	燕市横田13572番地3		○	○	○	○	R5.10.1	
なごみ庵	共同生活援助	燕市水道町4丁目3番14号		○	○	○	○	R5.11.1	緊急受入セーフティネット事業登録

事業所名	事業の種類	所在地	担う機能					登録日	備考
			①	②	③	④	⑤		
グループホームあいこうえん翼	共同生活援助	燕市三王淵286番地3		○	○	○	○	R6.3.15	緊急受入セーフティネット 事業登録
ソーシャルインクルーホーム燕杣木	共同生活援助	燕市杣木3420		○	○	○	○	R6.4.1	緊急受入セーフティネット 事業登録
短期入所 燕杣木	短期入所	燕市杣木3420		○	○	○	○	R6.4.1	
特別養護老人ホーム分水の里	短期入所	燕市新堀2479番地2		○	○	○	○	R7.9.1	

5. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所(kintoneのアカウントを付与)

R7.12現在

事業所名	事業の種類	所在地	備考
かたくりの里	短期入所 生活介護 施設入所支援	新潟市西蒲区橋本88-1	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設
桃梨園	生活介護 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 短期入所(空床利用型)	三条市大島5147番地	
やひこの里	短期入所 生活介護 施設入所支援	西蒲原郡弥彦村大字麓6958番地	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設
コロニーにいがた白岩の里	短期入所 生活介護 施設入所支援	長岡市寺泊藪田6789番地4	
燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター (燕市成年後見制度利用促進 中核機関)		燕市吉田日之出町1番1号	

6. ①相談

内容

地域生活支援拠点コーディネーター(以下、「拠点コーディネーター」という。)を、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置します。

コーディネーターは、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握※」に努め、必要に応じて相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。

しかし、すべての相談を拠点コーディネーターが受けるわけではなく、これまで通り連絡を受けた関係機関(相談支援事業所など)で対応が可能であればそのまま対応することとなります。緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合は、拠点コーディネーターへ連絡します。

※緊急時の支援が見込めない世帯とは

「本人の状況」及び「家族等の状況」が複合して、障がいのある人に対する緊急時の支援が見込めない世帯のこと。

本人の状況(例)	家族等の状況(例)
<ul style="list-style-type: none">・単身生活者・障がい福祉サービス等の利用が必要だが、利用がない・生活面や社会面での課題がある・障がいの程度が重く、単身になった場合、自立した生活が困難	<ul style="list-style-type: none">・同居する家族の支援力が弱い(病気や高齢など)・同居する家族がいるが、支援が難しい・同居する家族がいるが、虐待の疑いがある

R7実績(見込)と課題

登録(R7年12月末時点)

17人(15世帯)

⇒緊急時の支援が見込めない世帯の把握とともに、平時からの予防支援を強化が必要。

R8年度取組(案)

- 相談支援事業所と連携し、緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努める。
- 予防支援を強化**するため、研修などを通じた相談支援力(アセスメント)や地域の相談機関等との連携を強化する。

「平時」及び「緊急時」について

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究
(令和6-7年度 厚生労働科学研究 研究代表者 曾根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院)

*令和6年度総括研究報告書より一部抜粋し、曾根先生に確認して一部文言を加筆修正しています。

「平時」の定義

○ 平時の基本的な考え方

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、支援の準備や予防的な取り組みを行う重要な期間。緊急時に備え、支援体制や関係性を整えることが主な目的となる期間。

平時は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ための重要な時間であり、緊急時の支援を支える土台となる。

「緊急時」の定義

○ 緊急時の基本的な定義

行政として明確な定義は設けていないが、「一人で家で過ごせない状態」が緊急と判断される基準。日常生活が維持できない、または生命・安全に関わる状況が該当。

○ 対応体制と準備

地域定着支援の対象者をリスト化する等し、アセスメント情報を台帳で管理。緊急ショートステイの空床確保や、24時間相談体制の整備。緊急事態（災害時）の個別支援計画の策定と、相談支援専門員による事前準備の促進。

「緊急時」は単なる突発的な出来事だけでなく、支援の欠如や生活基盤の崩壊が予見される状態も含まれる。

【参考】②相談の流れ(イメージ図)

①事業の周知



地域生活支援コーディネーター等

※事業周知用チラシを作成し、関係機関へ説明。

警察

民生委員

医療機関

地域の
相談機関



②世帯の事前把握



警察

民生委員

医療機関

地域の
相談機関



地域生活支援コーディネーター等



④障がい福祉サービス利用のコーディネート等



障がい福祉サービス利用のコーディネート
⇒2 緊急時の受入・対応機能へ

障がい福祉サービス以外の制度への
つなぎや調整

危機的な状況を想定した対応策の検討(ク
ライシスプランの作成など)



2 緊急時の受入・対応機能との連携



③世帯の情報登録

地域生活支援コーディネーター等



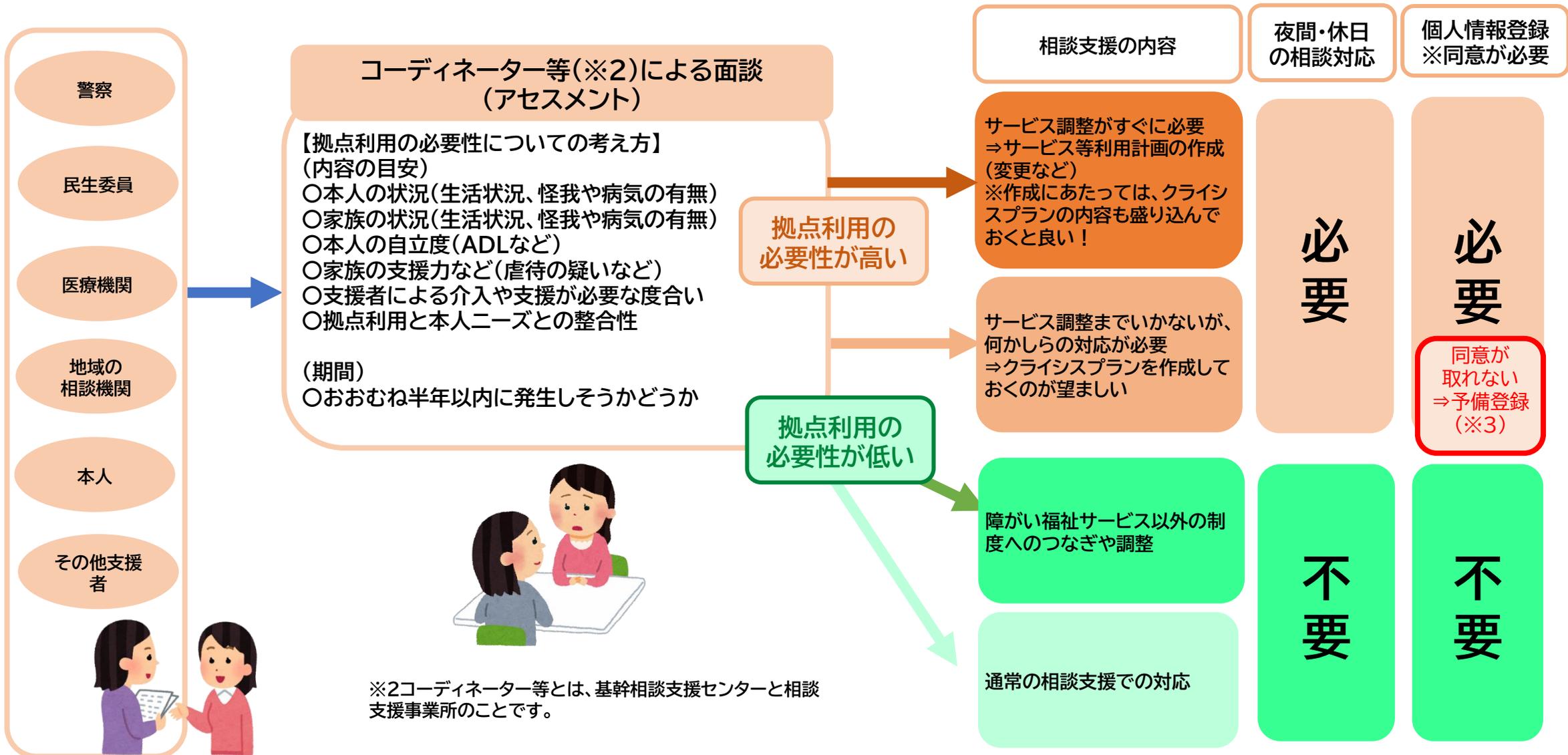
クラウド(kintone)上に
情報登録
⇒情報共有の効率化



情報登録の同意
(様式「利用者情報登録シート兼個人
情報の取扱いに関する同意書」)

※同意が取れない場合は市にのみ報告する予備登録

【参考】③相談(相談機能の提供と個人情報の登録) ※赤字・・R7年度に追記



※新たな情報提供ではなく、既存の計画相談利用者等で拠点の対象者となり得る者も含む。

※3予備登録

拠点利用の必要が高いが、『同意が現時点で同意には至っていないが、市に情報共有しておきたい』場合の登録方法のことです。

7. ②緊急時の受入・対応

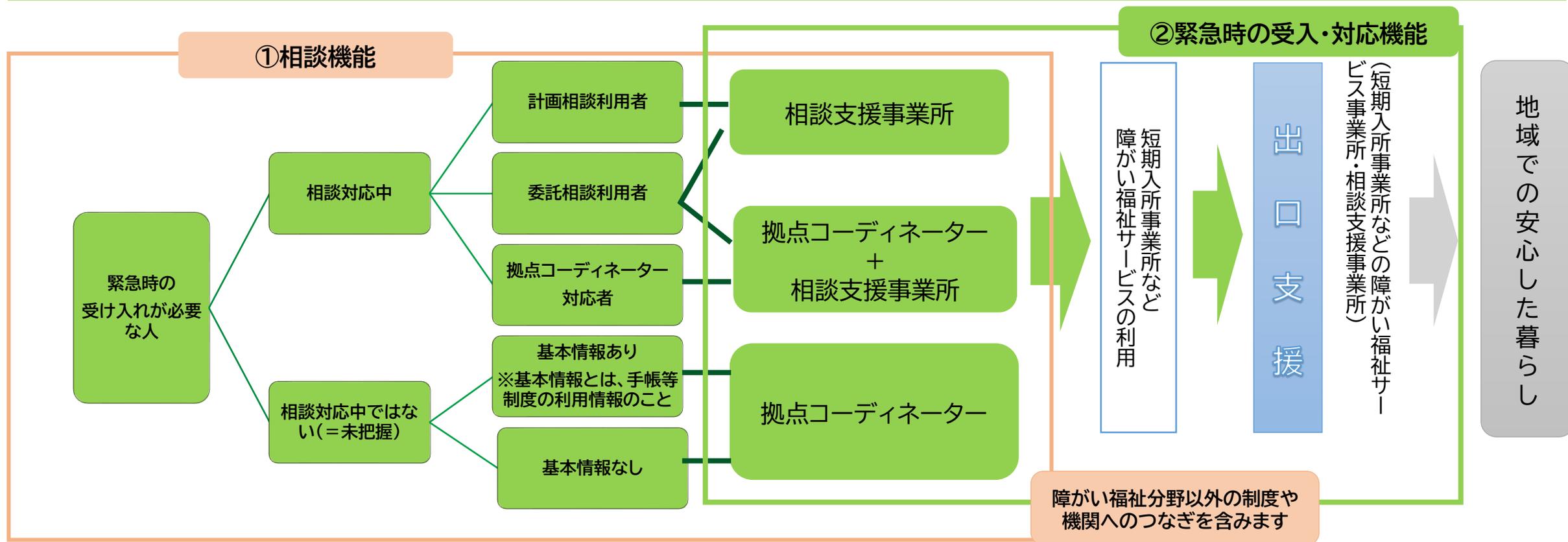
内容

○介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応を行います。障がいのある人の状態に応じては、短期入所だけではなく、訪問系サービスを利用するなど適切な対応を行います(障がい支援区分のない人も含めて)。

○短期入所での受入が難しい場合に備えるため、緊急受入セーフティネット事業(市独自事業)を創設し、『短期入所の指定がないが、緊急時の受入が可能な体制・設備がある事業所』を活用できるようにしています。

○緊急時の受け入れ機能の強化・充実に向けて、近隣の障がい福祉サービス事業所などに積極的に協力の依頼を行うとともに、短期入所事業等の空き状況の把握やkintoneを活用したケース情報の共有など、サービスの質の向上にも取り組みます。

○緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握(地域生活支援拠点等の相談機能)し、早めに障がい福祉サービスなどの必要な支援・サービスにつなげることで緊急事態に陥る前に対応できるように努めます。



【参考】緊急時の受入・対応の流れ(イメージ図)

緊急性が高い状況
 ○生命に関わる
 ○介護者がいない
 ○虐待の疑い など



地域生活支援拠点等事業での対応が難しい
【例】
 ○本人が多量服薬など自殺未遂した ⇒ 医療機関
 ○精神症状が悪化した ⇒ 医療機関
 ○本人が暴れており、家族等で制止ができない ⇒ 警察



地域生活支援拠点等事業での対応が望ましい
【例】
 ○親が緊急入院し、自宅で一人になった
 ○怪我などで一人暮らしが困難になった
 ○虐待が発見され、すぐに保護が必要



状況をお聞きしながら、必要な支援を一緒に考え、コーディネートします。

クラウドサービスを活用して、支援に必要な情報などを事前に共有 ⇒ 受入の負担軽減

本人の状況等に応じた支援・障がい福祉サービスのコーディネートなど

短期入所等の利用

※利用実績や体験利用したことがあるがあるとスムーズ！
 ※短期入所以外の多様な社会資源を活用する『緊急受入セーフティーネット事業』を創設。

居宅介護などの利用調整

訪問・電話等での相談支援

地域のインフォーマルな社会資源の活用

【例】配食・配達サービス、ホテルなど

記録は、様式『地域生活支援拠点等整備事業 対応報告書』

緊急受入セーフティネット事業登録事業所

No	サービス種別	事業所名	登録日
1	共同生活援助	にじいろハウス	R5.9.1
2	就労継続支援B型	燕北地域生活支援センター	R5.10.1
3	共同生活援助	なごみ庵	R5.11.1
4	共同生活援助	グループホーム あいこうえん翼	R6.3.15
5	共同生活援助	ソーシャルインクルーホーム 燕杣木	R6.4.1
<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;"> 市内GHを1か所追加予定(令和8年3月末までに完了見込) </div>			

「**寝台またはこれに代わる設備の備え**」がある短期入所以外のサービス事業所であれば登録可能

本来事業の事業実施に支障が生じない範囲における事業の対象者以外の者の受入

これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
 - ・ 本来事業の指定基準等に違反しないか
 - ・ 施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか

社会参加に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、社会参加に向けた支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
 - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
 - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
 - ・ 本来事業の**空き定員等を活用**して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
 - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合には財産処分手続が必要

R7実績(見込)と課題

○緊急受入セーフティネット事業

	年代	実績 (日数)	受入先	利用が必要になった状況
R7	30代	2日	グループホーム あいこうえん翼	本人の病状悪化によるADL低下
以下、参考としてR6分も掲載				
R6④	30代	3日	にじいろハウス	本人の病状悪化によるADL低下
R6③	30代	3日	グループホーム あいこうえん翼	
R6②	50代	6日	にじいろハウス	虐待対応で、本人と長男との分離が必要になったため
R6①	20代	1日	にじいろハウス	父親からの虐待疑いによる一時的な利用

⇒地域定着支援の利用促進。

⇒重度の障がいや医療的ケア、強度行動障がいがある方の対応ができるよう、地域全体での受入体制の強化を図る必要がある。

○地域生活支援拠点等整備事業対応報告書

件数	状況
1件	虐待対応中のケース支援での緊急訪問(休日夜間)

○地域定着支援

実人数	状況
2人	①矯正施設から退所 ②精神科病院から退院

《地域定着支援とは》

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。



R8年度取組(案)

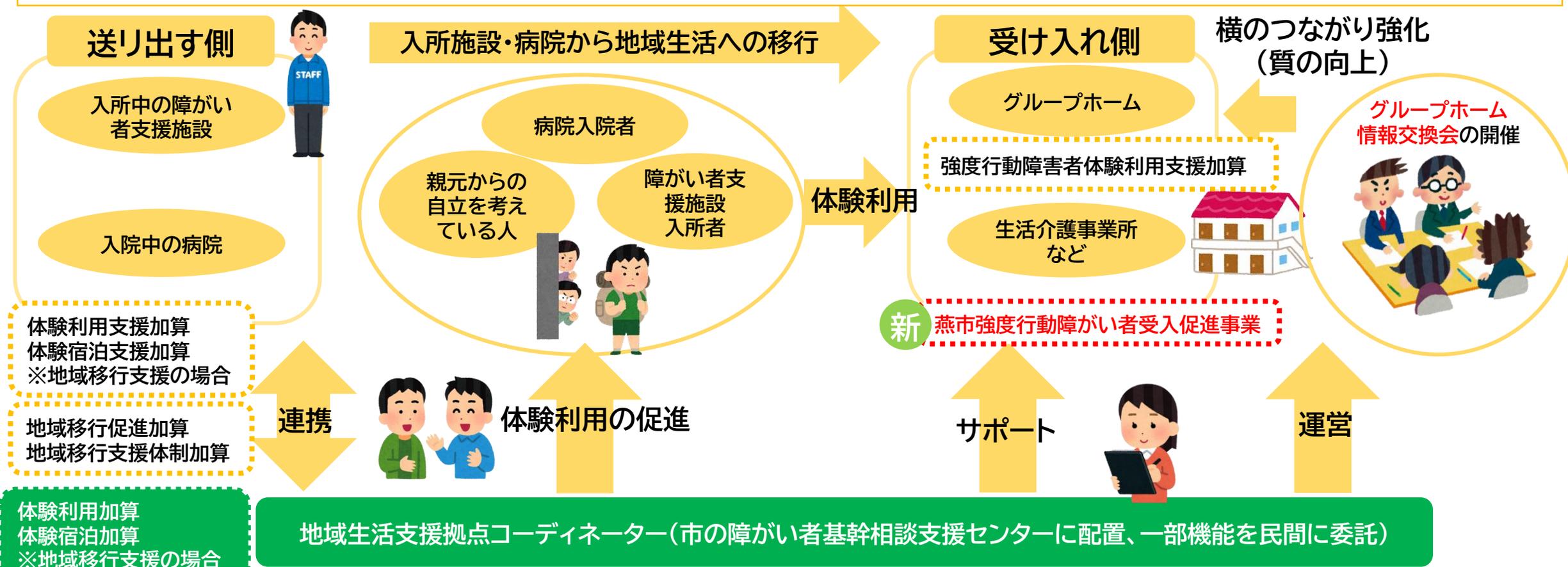
○受入先の確保に向けた取組(重症心身障がい、医療的ケアのある方に関しては、医療的ケア児等コーディネーターとも連携)

○地域定着支援の利用促進

8. ③体験の機会・場(地域移行の推進)

内容

- 共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用が促進されるよう市内の障がい福祉サービス事業所などの空き状況を定期的に情報共有できる体制をつくります。
- また、共同生活援助事業所間の連携やサービスの質の向上に向けて、事業所同士の**情報交換の機会**を設けます(事務局:拠点コーディネーター)。
- 一人暮らしの体験の機会については、地域移行支援事業所と連携して、体験宿泊の場の確保を進めていきます。
- 強度行動障がい者の地域移行の促進や生活介護を提供する事業所の強度行動障がい者の受入をより一層促進することを目的に、「**燕市強度行動障がい者受入促進事業**」を創設。



障がい福祉サービス事業所の空き情報の共有・体験宿泊の場の確保

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 - 【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 - 【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

新

燕市強度行動障がい者受入促進事業

令和7年度～

背景

強度行動障がいのある方は支援困難度が高い方が多いため、支援職員の負担増加や事業所内の環境調整などの労力がかかる。加えて、強度行動障がいのある方の特性として、新しい環境に慣れるまでに時間を要することから、体験利用の段階から質の高い支援を提供する必要がある。

一方、体験利用は現行の制度では事業所への報酬が発生しないため、事業所側は体験利用にかかる負担が大きくなることを避けるため、受入に消極的になっている。

⇒強度行動障がいのある人の受入先が見つからない＝地域生活への移行が進まない、住み慣れた地域で暮らしていくことが困難になる

目的

- ・強度行動障がい者の地域移行の促進
- ・生活介護を提供する事業所の強度行動障がい者の受入促進

事業内容

本事業は強度行動障がい者の地域移行の促進や生活介護を提供する事業所の強度行動障がい者の受入をより一層促進することを目的として、体験利用を進めた当該事業所に対し、体験利用の提供に要した費用を給付する。

①体験利用の費用を給付
(1人あたり上限15日)



②正式受入後に上乘せ給付
生活介護の基本報酬に上乘せして、市が独自に給付
(1人あたり上限10日)。

R7実績(見込)と課題

○グループホーム情報交換会

	日時	参加事業所	会場	内容
第1回	令和7年9月30日(火) つばめで暮らそう部会との協働	6事業所 ※不動産関係者 3社	燕市中央公民館	(1)「住宅と福祉(障がい)の連携について」 講師:新潟県居住支援協議会事務局 相談員 小嶋 和浩 氏 (2)「サテライト型グループホームについて」 講師:医療法人社団ささえ愛よろず グループホームへちま サービス管理責任者 周防 倫裕 氏
第2回	令和8年3月(予定)			

○地域移行支援利用者数(見込)

実人数	状況
3人	①、②精神科病院入院中 ③障がい者支援施設入所中

○施設入所者数

令和7年11月末	令和4年度末
95人	95人

○燕市強度行動障がい者受入促進事業

➡現時点で利用者なし

⇒障がい者支援施設、精神科病院と連携した入所施設から地域生活への移行促進
⇒グループホームからアパート等への1人暮らしへの移行の促進



R8年度取組(案)

○拠点コーディネーターが中心となり、障がい者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

○グループホームからアパート等への移行促進を強化する。

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

資料4-1

令和5年度予算額
94百万円

令和6年度予算額
1.9億円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供 等

※2人一組で精神科
病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。



孤独感、
自尊心
の低下

誰かに相談
したい、話を聞
いてほしい



【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、
・孤独感や自尊心の低下
・日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

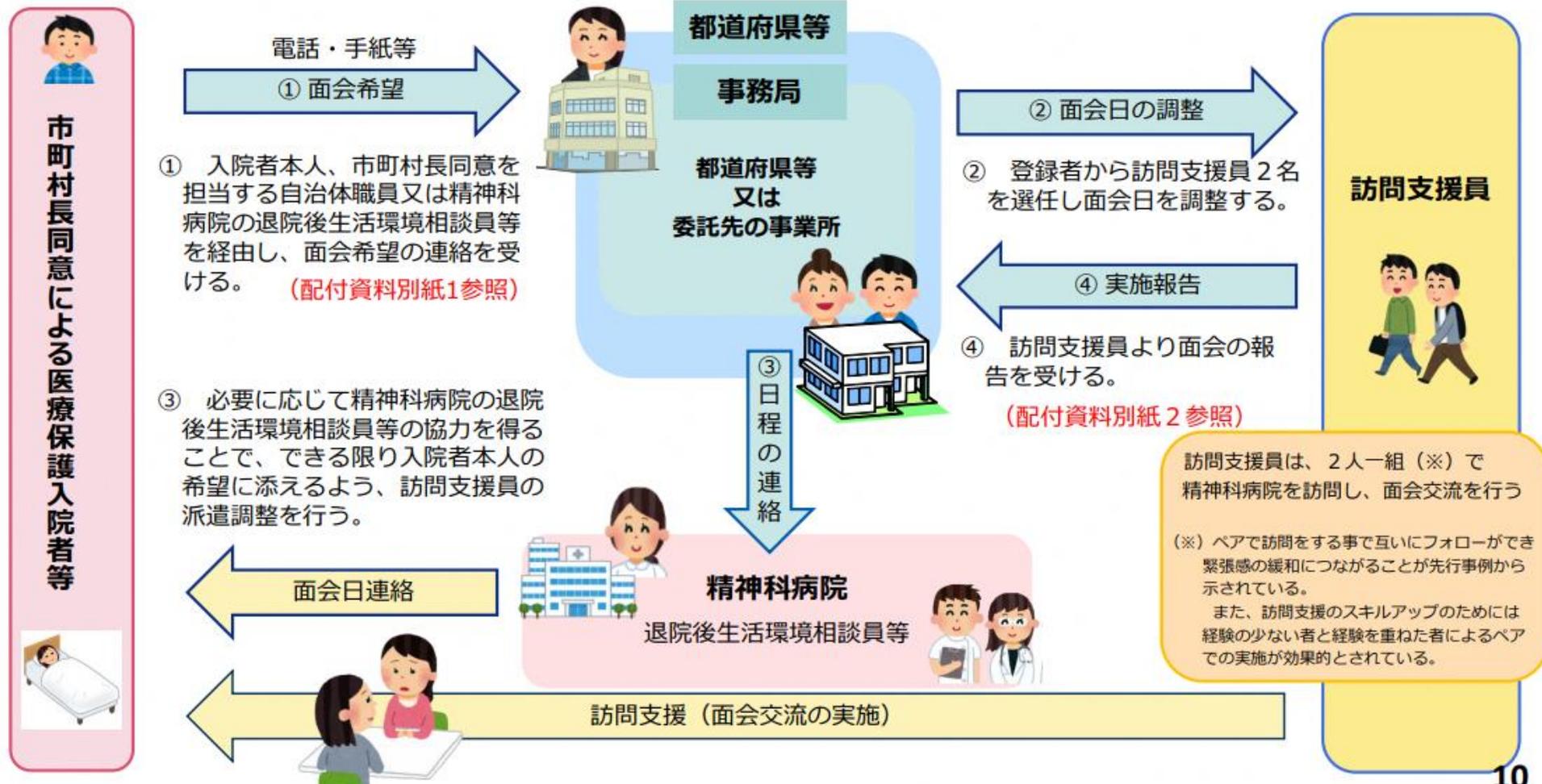
- ・令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

※新潟県では、
令和7年度より開始。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

訪問支援員派遣の流れ

- 入院者本人から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。



9. ④専門的人材の確保・養成

内容

- ・地域課題やニーズを踏まえた研修会を企画・開催する。人材育成には高い専門性が必要となり、市町村単独では限界があるため、県と連携した取組を進める。
- ・専門的人材の育成・確保に取り組むことを市内事業者が「地域生活支援拠点等の指定を受ける条件」とする。
⇒具体的には、事業所において研修計画を立て、専門的人材の育成に向けた取組を行うこと。

R7実績(見込)と課題

	日時	テーマ	講師	参加事業所
第1回	令和8年1月20日(火)	地域生活支援拠点等整備事業と 自立支援協議会の連携と協働 ～行政・民間事業所の地域づくりについて～	社会福祉法人みんなでいきる 常務理事 障害福祉サポートセンターりとりらいふ 統括施設長 片桐 公彦 様	—
第2回	令和8年3月4日(水)	精神保健相談における基本的な視点とアセスメント ※弥彦村との共催【初】	埼玉県立精神保健福祉センター 主幹 広沢 昇 様	—
—	医療的ケア児等コーディネーター事業と協働し、研修会を開催(①9/11医療的ケア児者等に関する研修会、②2/18医療的ケア児者等勉強会)			

⇒困難事例や困難場面に対応できるスキルの習得

R8年度取組(案)

以下に関する研修会を継続して開催

- 精神保健相談をベースにした相談援助技術の向上に関すること(つばめで暮らそう部会との協働)
- 地域生活支援拠点等の整備と地域づくりに関すること
- 重症心身障がい・医療的ケア児者等、高い専門性を要する支援の提供に関すること



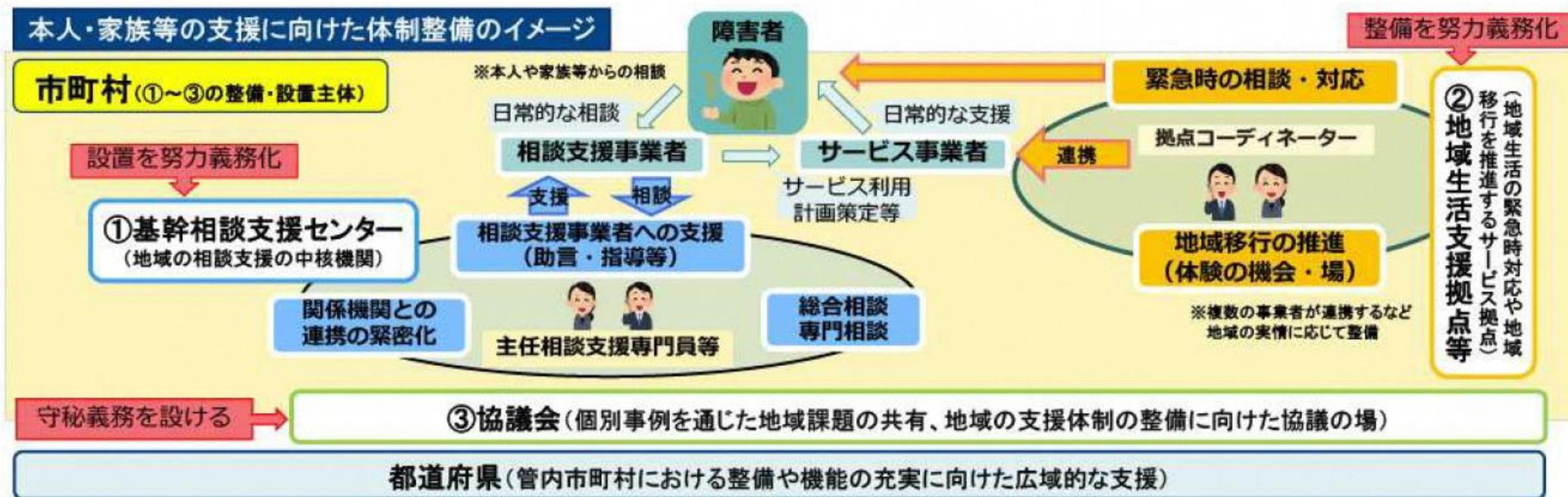
10. ⑤地域の体制づくり

内容

- ・地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、連絡調整会議を設置する。(年1回以上)
- ・燕市障がい者自立支援協議会とも連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築などの検討を進めるとともに、拠点システムの運用状況についても燕市障がい者自立支援協議会で検証及び検討を行う。

参考(厚生労働省資料)

(図表3)法改正後に示された、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、協議会の連携概念図



R7年度実績(見込)と課題

地域生活支援拠点連絡調整会議	日時	内容	参加事業所
第1回	令和8年1月20日(火)	令和7年度第1回地域生活支援拠点等整備事業に関する研修を兼ねて開催。 テーマ: 「地域生活支援拠点等整備事業と自立支援協議会の連携と協働 ～行政・民間事業所の地域づくりについて～」(再掲) 社会福祉法人みんなでいきる 常務理事 障害福祉サポートセンターりとりらいふ 統括施設長 片桐 公彦 様	—

燕市障がい者自立支援協議会	日時	会場	内容
第3回運営会議	令和8年1月23日(金) 午後1時～午後3時	燕市役所201会議室	地域生活支援拠点等整備事業の進捗について
第2回全体会議	令和8年2月9日(月) 午後2時～午後3時30分	燕市役所301会議室	地域生活支援拠点等整備事業の進捗について

⇒地域生活支援拠点等整備事業と自立支援協議会の連携と協働した取組が必要。



R8年度取組(案)

- 地域生活支援拠点等連絡調整会議を開催するとともに、燕市障がい者自立支援協議会で協議を行う。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の拡充に向けた取組